

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壌汚染対策法第7条第1項	汚染の除去等の措置の指示	環境企画課

- 1 処分基準は、次のとおりとする。
第6条第1項の指定をしたとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。